

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月3日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

堀明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

建設部（上下水道部治水対策課を含む）の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

市営住宅使用料等収入状況（住宅課）

委託料支出状況（維持課、治水対策課、住宅課）

工事請負費支出状況（維持課、治水対策課、住宅課）

賃借料支出状況（治水対策課）

補助金支出状況（維持課、住宅課）

備品管理状況（施設建築課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、建設部維持課、治水対策課（上下水道部治水対策課含む）、施設建築課、住宅課における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和6年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年12月2日から27日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年1月24日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。引き続き適正な事務の執行

に努められたい。

記

1 維持課

- (1) 委託料支出について
おおむね適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

2 治水対策課（上下水道部治水対策課を含む）

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 賃借料支出状況について
適正に処理されていた。

3 施設建築課

- (1) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

4 住宅課

- (1) 市営住宅使用料等収入状況について
負担の公平性と歳入確保の観点から、滞納分については引き続き債権回収に努めるとともに、今後、私債権管理については各部局間の連携を図りながら、統一かつ実効性のある債権管理手法の構築に向けて全庁的に検討を進められたい。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 工事請負費支出状況について

適正処理されていた。

- (4) 補助金支出状況について
適正処理されていた。